

お知らせ



木造戸建住宅耐震改修工事費補助金

木造戸建住宅の耐震改修工事を補助します

建設事業課 管理鉱害係 ☎65・3330

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、木造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】 町税などを滞納していない住宅の所有者  
【対象住宅】 ①②③すべてに該当

- ① 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸建住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの）
- ② 耐震診断の上部構造評点が1.0未満
- ③ 建築基準法などの規定に違反していない

【補助金額】 耐震改修工事費用の23%（上限30万円）

【受付期間】 平成28年3月31日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、翌年度の受付になります

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付けます

【注意事項】

○申請する前に耐震診断を受ける必要があります（費用は3千円程度）

○補助金の交付決定前に契約・着工しているものは対象となりません

お知らせ



桂川町住宅改修事業補助金制度

お住まいの住宅改修を補助します

産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

桂川町住宅改修事業補助金制度は、現在お住まいの住宅の改修費用の一部を町が補助する制度です。

【補助対象者】 ①②③④すべてに該当

- ① 申込日現在、町内に住民登録をしている
- ② 補助の対象となる住宅に居住している
- ③ 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受ける予定がない
- ④ 町税など滞納のない（生計を一にする人も含む）

【補助対象住宅・工事】 ①②③すべてに該当

- ① 町内在住の人が町内に所有する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
- ② 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
- ③ 工費が10万円以上（消費税別）で、平成28年3月31日までに完了届を提出できる改修工事

【補助金額】 改修工事費用の1割に相当する金額（千円未満切り捨て・上限10万円）

【注意事項】

※補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください

※補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません

お知らせ



有害鳥獣捕獲

有害鳥獣の捕獲を実施  
入山時にはご注意ください

産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣とされるイノシシ・シカによる農作物の被害を防止するため、内山田・土師・九郎丸などの町内山間部において、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】 4月1日～平成28年3月31日

有害鳥獣捕獲に対する報償金

イノシシ・シカ・アナグマ  
捕獲に対して報償金

産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、報償金を交付します。

【実施期間】 4月1日～10月31日

【対象】 イノシシ・シカ・アナグマ

【報償金額】 1頭当たり1万円

【その他】 報償金を受けるには、狩猟免許取得者で、有害鳥獣駆除のための町の許可を受ける必要があります。狩猟免許取得のための狩猟試験（県主催）は7月頃実施予定です